

広島市告示第572号
令和6年12月6日

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告します。

広島市長 松井 一實

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名称 Spiral Garden OHZU
- (2) 所在地 広島市南区大洲五丁目307番2ほか

2 大規模小売店舗を設置する者

拓興産株式会社
代表取締役 筒井 幹治
広島市南区大洲五丁目7番21号

3 変更事項

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

(変更前) 名称 (仮称) Spiral Garden
所在地 広島市南区大洲五丁目307番2ほか

(変更後) 名称 Spiral Garden OHZU
所在地 広島市南区大洲五丁目307番2ほか

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 別紙のとおり。

(変更後) 別紙のとおり。

4 変更年月日

令和6年11月23日

5 届出年月日

令和6年12月4日

6 届出書の縦覧場所

- (1) 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号
広島市経済観光局産業振興部商業振興課
- (2) 広島市南区皆実町一丁目5番44号
広島市南区市民部区政調整課

7 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

(1) 縦覧期間

令和6年12月6日から令和7年4月6日まで。ただし、広島市の休日を定める条例（平成3年広島市条例第49号）第1条第1項に規定する休日を除く。

(2) 縦覧のできる時間帯

午前8時30分から午後5時15分まで

8 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定により、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に限り、広島市に対し、意見書の提出により、これを述べることができます。

9 意見書の提出期限及び提出先

- (1) 提出期限 令和7年4月6日
- (2) 提出先

〒730-8586

広島市中区国泰寺町一丁目6番34号
広島市経済観光局産業振興部商業振興課

(変更前)

名 称	代表者	住 所	変更年月日・理由
株式会社緑	代表取締役 金谷 和樹	広島市中区幟町6番12号	
株式会社魚倉	代表取締役 大平 雄吾	鳥取県倉吉市八屋213番地3	
株式会社はなふさ	代表取締役 花房 稔	鳥取県鳥取市賀露町南一丁目8番10号	
有限会社寺本水産	代表取締役 寺本 龍二	広島県江田島市沖美町美能999番地の1	
未定			

(変更後)

名 称	代表者	住 所	変更年月日・理由
株式会社緑	代表取締役 金谷 和樹	広島市中区幟町6番12号	
株式会社魚倉	代表取締役 大平 雄吾	鳥取県倉吉市八屋213番地3	
株式会社はなふさ	代表取締役 花房 稔	鳥取県鳥取市賀露町南一丁目8番10号	
有限会社寺本水産	代表取締役 寺本 龍二	広島県江田島市沖美町美能999番地の1	
株式会社J・H・C	代表取締役 平川 広代	広島市中区橋本町6番1号	令和6年11月23日出店
株式会社魚靖	代表取締役 湯浅 裕靖	広島市東区二葉の里三丁目5番7号	令和6年11月23日出店
松井 一隆		広島県安芸郡府中町青崎東39番18-103号	令和6年11月23日出店
釉華理国際交流株式会社	代表取締役 徳岳 釉華理	広島市南区元宇品町26番38-204号	令和6年11月23日出店
株式会社ウェブグループ	代表取締役 青原 寛作	広島市中区広瀬北町3番11号和光広瀬ビル3FB	令和6年11月23日出店
カワシマ興産株式会社	代表取締役 瀬川 洋志	広島市安佐北区可部三丁目4番1号	令和6年11月23日出店
株式会社 ZERO-ICHI	代表取締役	広島県呉市警固屋五丁目	令和6年11月23日

	井上 知彦	1 0 番 7 号	出店
P-style 株式会社	代表取締役 吉田 美江	広島県広島市西区天満町 1 2 番 2 1 号	令和 6 年 1 1 月 2 3 日 出店